

<田原市人にやさしい住宅リフォーム補助金の浴室改修における制度見直しについて>

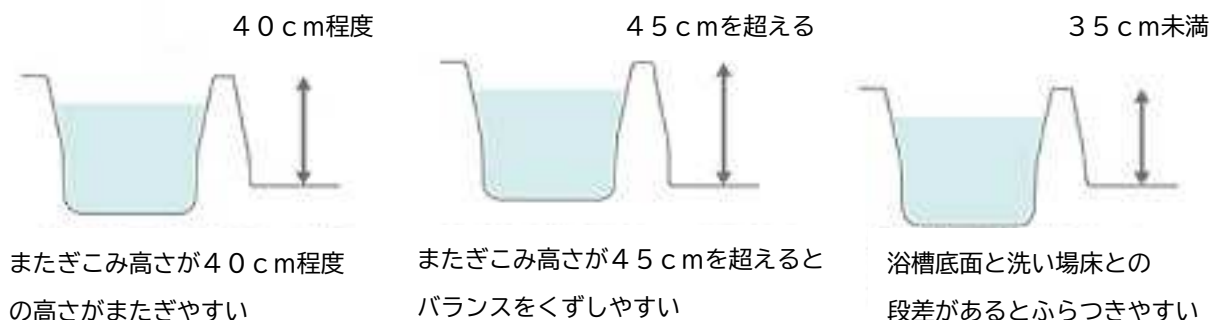
令和5年度より田原市人にやさしい住宅リフォーム補助金の制度が一部見直され、**在来の浴室をユニットバスに改修する工事**における補助対象部分とその参考基準、及び対象経費の算出方法が次のとおり変更となります。

1. 浴室改修における補助対象部分と参考基準について

(下記の参考基準は目安です。ご不明な点等あれば高齢福祉課までご相談ください。)

No.	補助対象部分	危険箇所	改善前の参考基準	改善後の基準
1	床	脱衣所と浴室入口の段差	4 cmを超える	段差なし(脱衣所への水漏れ対策が必要な場合は4 cm以下)
2	浴槽	浴槽に入る際のまたぎこみ高さ	またぎこみ高さが低い(35 cm未満)、または高い(45 cmを超える) ※下図参照	安全なまたぎこみ高さ(35 cm以上45 cm以下)
3	手すり	—	—	手すりの設置

(参考) 浴槽のまたぎ高さ



出典：高齢者住宅財団高齢者の住まいの改善ガイドブック

2. 申請に必要な書類について(書類は原本ではなく、写し(コピー)で可)

- ① 施工業者の見積書
- ② 改修前後の平面図(浴室、脱衣所など本補助金の申請する改修内容に関する部分だけでも可)
- ③ ユニットバスメーカーの見積書(ユニットバスの仕様及び価格が分かるもの)
- ④ ユニットバスの図面(ユニットバスのサイズが分かるもの)
- ⑤ 改修前の浴室全体及び補助対象部分(脱衣所と浴室入口の段差、浴槽のまたぎこみ高さ)の写真(写真を撮る際はスケール等を利用して、**段差の大きさが分かるようにしてください。**)

3. 補助対象経費の算出方法について

(1) 補助対象経費の算出には、下記の按分率を使用します。

対象部分	床	浴槽	手すり※
按分率	20%	15%	1.5%

※手すりは1個所設置するごとに、1.5%ずつ加算します

(例) 手すりを2個所設置する場合、按分率は3.0%になります。

(2) 補助対象経費の算出手順

- ① ユニットバスメーカーの見積書から補助対象の工事費（本体価格、一部のオプション費用、組付費、運搬費の合計）を算出する（1円未満は切り捨て）。
 - オプション費用については、【手すり】及び【構成部品を除外することによる値引き】以外は補助対象外となるため工事費に含まないでください。
 - 施工業者によりユニットバスの工事費が割引される場合は、補助対象の工事費にその割引率を反映したものを工事費としてください。
 - 施工業者の見積書でユニットバスの組付費及び運搬費を別途計上する場合は、その費用を工事費に加算してください。ユニットバスメーカーの見積書に記載されている費用は工事費には含まない。
- ② ①で算出した工事に消費税（10%）を加算し工事費（税込）を算出する（1円未満は切り捨て）。
- ③ 参考基準を利用して、補助対象となる部分を選定する。
- ④ ③で選定された対象部分に対する按分率を合算して、全体の按分率を算出する。
- ⑤ ②で算出した工事費（税込）に、④で算出した全体の按分率を掛けて、対象経費を算出する（1円未満は切り捨て）。

(3) 対象経費の算出例

- ① ユニットバスメーカーの見積書から補助対象の工事費を算出する。
 - ・ 補助対象の工事費（一部オプション費用を含む）：985,200円
 - ・ 施工業者による割引率：38%
 - ⇒ ユニットバスの補助対象の工事費：610,824円（1円未満は切り捨て）
- ② ユニットバスの工事費（税込）：610,824円×1.1=671,906円
- ③ 補助対象部分の選定：床、浴槽、手すり（2個設置）
- ④ 全体の按分率：20%+15%+1.5%×2=38%
- ⑤ 対象経費の算出：671,906円×38%=255,324円（1円未満は切り捨て）
⇒ 補助申請額は対象経費の1/2（千円未満は切り捨て）：127,000円

内容についてご不明な点等ありましたら田原市役所高齢福祉課（0531-23-4654）までご連絡ください。